

公 示

平成21年度において実施予定の「美しい森林づくり活動推進事業のうち美しい森林づくり国民運動促進事業」の事業実施主体を公募しますので、本事業の実施を希望される方は、下記に従い応募してください。

記

1 事業の趣旨

日本の国土の約3分の2を占める森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性保全等の公益的機能を有しており、これらの機能を発揮させるためには、適切に森林整備を行い「美しい森林」を形成していくことが必要です。このため、平成19年2月より官民一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」を展開しているところであり、企業、NPOなど多様な主体の参加により「美しい森林づくり」を実現していくことが重要となっています。

このため、「美しい森林づくり推進国民運動」の中核的な組織となる民間主導の推進組織が行う普及啓発活動等への支援を行い、広く国民に運動を浸透させ、森林づくりへの参加を促すとともに、企業やNPO等が参加する森づくりのサポート活動等への支援を行うことにより、多様な主体による森林整備を推進します。

2 事業の概要

(1) 美しい森林づくり国民運動の展開、活動支援

ア 国民運動の展開

広く国民に運動を浸透させ、企業やNPO、森林所有者、都市住民等多様な主体の森林づくりへの参加を促すため、次の事項を実施します。

(ア) 森林・林業関係者、学識経験者等による企画運営委員会を開催し、美しい森林づくり国民運動の効果的な推進方法及び国民への周知のための企画の検討、地方レベルの中核的な組織の取組を審査、選定します。

(イ) 企画運営委員会の企画に基づき、国民運動展開のためのパンフレット、ポスターの作成・配布、新聞広告、イベント向け普及啓発資材（パネル、のぼり等）の作成、貸出を行います。

(ウ) 国民運動の中核的な組織となる民間主導の地方レベルの推進組織が行う会議・説明会の開催、推進組織への加入促進活動を助成します。

イ 美しい森林づくり活動支援

森づくりに関心がある企業やNPO等と、森林所有者や地域関係者などと

の橋渡しや活動フィールドの情報提供など、森づくり活動に係る様々なサポートを行うことで、具体的な森づくり活動に結びつけていくため、次の事項を実施します。

- (ア) 森林・林業関係者、学識経験者等による検討委員会を開催し、企業等が参加する森づくり活動をサポートする組織の活動の効果的な推進方法を検討し、当該活動を審査、選定します。
- (イ) 都道府県レベルで行う企業等の森づくりをサポートする組織に対し技術指導を行うとともに、活動報告書作成のために必要な情報の調査・収集を行い、報告書を作成し、関係機関への配布を行います。
- (ウ) 都道府県レベルで行う企業等の森づくりをサポートする活動を助成します。具体的には、
 - ① 企業やNPO等への活動フィールドの紹介
 - ② 企業やNPO、森林所有者間の仲介
 - ③ 作業に必要な道具や苗木の調達先、指導者の紹介
 - ④ 森づくりの企画作成・提案等の活動を助成します。

(2) 全国レベルの国民運動の推進

全国レベルの国民運動を推進するため、政府の取組と連携しながら全国レベルの民間主導の推進組織において、次の事項を実施します。

- ア 会議・説明会の開催、推進組織への加入促進活動
- イ ホームページによる広報活動

(3) 活動フィールド条件整備

不在村森林所有者等が所有する森林を多様な主体による森林整備の活動フィールドとするための情報収集、働きかけ等について、次の事項を実施します。

なお、イの取組については、その全部または一部について、本事業の公募により選定された団体が、都道府県または地域レベルの民間団体を審査・選定して、支援を行います。

ア 条件整備支援（全国レベルでの取組）

イで行う取組を支援するため、推進方法の企画、現地指導、情報共有等を行います。

- (ア) 条件整備の推進方法、森林所有者への説明資料の内容について企画するとともに、林業関係者、学識経験者等による検討委員会を開催します。
- (イ) イで行う取組について、効果的・効率的に行うための現地指導を行います。
- (ウ) イで行う取組を各地域間で情報共有するために、取組の成果や経緯に

ついでの情報集積、分析、情報発信を行います。

イ 条件整備（都道府県、地域レベルでの取組）

都道府県、地域レベルにおいて、不在村森林所有者等が所有する森林を活動フィールドとするため、所有者への働きかけ、情報収集等を行います。

(ア) 当該地域の間伐の手遅れ林等の中から、活動フィールド候補地を抽出します。

(イ) 抽出した森林の所有者を割り出して、活動フィールドとして提供して貰えるように働きかけを行います。

(ウ) 所有者の承諾を得たフィールド候補地の周囲測量を行い、森づくり活動をサポートする組織等にフィールド情報として提供します。

3 応募資格及び応募方法

美しい森林づくり活動推進事業のうち美しい森林づくり国民運動促進事業[公募要領](#)等を参照してください。

4 公示の期間

公示の期間は平成21年1月21日（水）から平成21年2月19日（木）17時までとします。

5 補助金交付候補者の選定方法

(1) 美しい森林づくり活動推進事業のうち美しい森林づくり国民運動促進事業に係る[公募要領](#)に基づき、提出された課題提案書等について書類審査、課題提案会等の審査を行い、補助金交付候補者として1者を選定します。

(2) (1)の課題提案会は、有効な課題提案書等を提出した者を対象として、平成21年3月中旬（予定）に開催します。

(注)提出状況により開催しない場合があります。

6 補助事業の条件を示す場所及び日時

(1) 日時：平成21年1月21日（水）から平成21年2月19日（木）
10時から17時まで

(2) 場所：林野庁研究・保全課緑化推進班（農林水産省別館7階ドアNo.709）

7 課題提案書提出表明書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限：平成21年2月23日（月）17時

(2) 提出先：東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省（別館7階ドアNo.709）

林野庁研究・保全課緑化推進班国民参加推進係

8 課題提案書等の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限：平成21年3月5日（木）17時

(2) 提出先：東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省（別館7階ドアNo.709）

林野庁研究・保全課緑化推進班国民参加推進係

9 課題提案書等の無効

本公示に示した応募資格を満たさない者の課題提案書等は、無効とします。

10 その他

(1) 本公示に記載なき事項は、美しい森林づくり活動推進事業のうち美しい森林づくり国民運動促進事業に係る[公募要領](#)によります。

(2) 本事業は、国会での平成21年度予算の成立が前提となりますので、今後内容の変更等がある場合があります。

以上公示する。

平成21年1月21日

林野庁長官

内藤 邦 男